

答申第 148 号

平成 15 年 9 月 1 日

神奈川県公安委員会
委員長 石井 明 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀部 政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 10 月 2 日付けで諮問された道路使用許可申請書等一部非公開の件
（諮問第 236 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の警察署長に提出された道路使用許可申請書及びその添付書類のうち、道路使用許可申請書に関して、申請者の氏名及び印影、現場責任者の氏名及び携帯電話番号並びに決裁欄の課（隊）員及び受付の欄に押なつされた警部補以下の階級にある警察官の印影を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、横浜市営地下鉄工事に伴い、その周辺道路において、工事の支障となる既設の電気・ガスの埋設物を移設する工事（以下「本件工事」という。）に関して、特定の警察署長に提出され、同署長が保管する道路使用許可申請書（以下「本件申請書」という。）及びその添付書類（以下、本件申請書と併せて「本件行政文書」という。）を神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、平成14年7月17日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、警察本部長が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号に該当するとして一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1号該当の点について

(ア) 申請者の氏名及び印影並びに現場責任者の氏名及び携帯電話番号について

- a 申請者の印影については、奈良県食糧費情報公開請求事件に対する平成14年9月12日付け最高裁判決（以下「奈良県食糧費判決」という。）が指摘するように、通常、個人が印鑑登録済の実印を申請書に押なつすることは考えられない。実印であれば、偽造されたり、個人が特定されたりして不利益を被ることも考えられるが、ここに押なつされている印影は三文判か認印のたぐいである。フルネ

ームではないので個人が識別されることはなく、非公開の理由に当たらない。

b 横浜市道路占用規則等（以下「占用規則等」という。）により、工事標示板の裏面には申請者に交付された道路使用許可証（以下「許可証」という。）を貼付し、既に公表することになっているので、公開を拒む法益を有しない。また、本件工事に関しては、工事標示板の裏面に許可証が貼付されているのを確認した。

c 申請者の氏名及び印影並びに現場責任者の氏名及び携帯電話番号（以下「申請者の氏名等」という。）は、条例第5条第1号ただし書ア又はイに該当することから公開すべきである。

（イ） 決裁欄の課（隊）員及び受付の欄に押なつされた印影について

a 決裁欄の課（隊）員及び受付の欄に押なつされた印影（以下「警部補以下の印影」という。）は、奈良県食糧費判決が指摘するように、通常、個人が印鑑登録済の実印を道路使用許可申請書に押なつすることは考えられない。

b 警察職員の印影を公開するか非公開とするかの判断が、職階により区別されるというのは、合理的な理由とは認められない。

c 実施機関は、違法行為を取り締まる治安機関であるといった警察業務の特殊性から印影を非公開としたと説明しているが、警察のみが公権力を行使する特殊な機関ではない。行政代執行等により公権力を行使し得る機関はほかにも存在する。土地収用法に基づく立入調査について、横浜市に情報公開請求をしたところ、交通局職員の氏名については、役職にかかわらず、すべて公開されている。また、横浜市は、道路使用（占用）許可協議書の決裁欄の印影についても、すべて公開している。

d 決裁欄に押なつされた印影は、職務上押印しているのであり、職務上の行為は名前も印影も、すべて公開すべきである。

e 警察職員の印影は、条例第5条第1号ただし書ア、イ又はウに該当することから公開すべきである。

イ その他

警察業務に対しては、非公開等理由説明書に記載されているような過保護は無用極まりない。今日までに明らかにされた不正の数々は、今なお、警察の隠ぺい体質が継続していることの証左である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、道路交通法（以下「道交法」という。）第77条第1項第1号及び第78条第1項の規定に基づき、本件工事の施工関係業者から、特定の警察署長に提出され、同署長が保管する道路使用許可申請書及びその添付書類であり、申請日ごとに区分すると12件であるが、本件申請書には、いずれも申請者の住所、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び印影並びに現場責任者の住所、氏名及び電話番号等が記載され、その左上部に決裁欄が設けられている。

なお、本件工事に係る申請者は、道交法及び同法施行規則（以下「道交法等」という。）の規定に従い、道路使用許可申請書を特定の警察署長に2通提出しており、1通は本件行政文書であり、残りの1通は許可証として申請者に交付されている。

このうち、本件申請書に関して次に掲げる部分を非公開とした。

ア 申請者の氏名等

イ 警部補以下の印影

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 申請者の氏名等

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

道路の使用許可を受けようとする者は、道交法等により、申請者及び現場責任者の氏名等を記載した申請書を提出しなければならないとされている。

申請者及び現場責任者の氏名は、特定の個人が識別できる第一義的要素であるとともに、申請者の印影も、氏名と同一視又はそれに準じ

て取り扱うものである。また、現場責任者の携帯電話は、法人名義のものであるが、実際には当該現場責任者の専用電話とされており、架電することにより、使用者が判明する。

したがって、申請者の氏名等は、いずれも特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

a 不服申立人は、占用規則等で既に公表されているので、公開を拒む法益を有しないと主張するが、占用規則等により、工事標示板に記載されている事項は、施工業者名、現場代理人、道路占用者名等であり、これら工事標示板により公表されることとなる情報は、道路法上の道路占用許可に係るものであって、本件行政文書に関する道交法上の道路使用許可に係るものではない。また、上記の2種類の許可は、同一の道路工事に対して併せてされることが多いが、占用規則等により公表されることとなる現場代理人と道交法による道路使用許可申請書に記載される現場責任者は、異なる場合があり、道路占用許可に係る情報の公表をもって、道路使用許可申請書に記載された情報が、慣行として公にされている情報と認めることは、困難である。

b 占用規則等には、許可証を工事標示板に貼付しなければならないという規定はなく、実施機関において、本件申請書に記載されている申請者に確認したところ、工事標示板に許可証を貼付していないとの回答であった。また、警察署では申請者に対し貼付するよう指導もしていない。

c 以上のとおり、申請者の氏名等は、法令又は条例に「何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付」を認める旨の規定はなく、申請者や警察署において従来から公表することとしていたなどの事情もないことから、条例第5条第1号ただし書ア及びイには該当しない。

イ 警部補以下の印影

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

印鑑は、社会通念上氏名と一体として使用されており、氏名と同一視又はこれに準じて取り扱われるべきものであり、印影が単独で存在している場合も、氏名が単独で存在している場合と同様に特定の個人が識別され、又は識別され得る情報である。

したがって、当該情報は、条例第5条第1号本文に該当する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

- a 警察は、他の一般行政機関とは異なり、違法行為を取り締まる治安機関であるという特殊性を有していることから、違法行為を敢行しようとする団体、個人から、取締りを逃れるために各種の攻撃や牽制を受けるおそれがある。また、警察は、逮捕権を有し、犯罪捜査を担当するなど強い公権力を行使する機関であることから、捜査対象者等からの反感もより強く反撃を受けやすい。
- b これら各種の攻撃や牽制は、警察組織そのものに対して向けられるだけでなく、警察職員個人やその家族をも対象として行われ、結果として、プライバシーの侵害、脅迫、嫌がらせ等の被害を受け、私生活にも影響を及ぼすことになる。
- c 県民の利便性を考慮し、所属長又はこれに代わる者の氏名については、神奈川県職員録（以下「職員録」という。）や新聞の異動記事で、原則公表しているため、警部以上の階級にある者（相当職を含む。）の氏名に限り、同号ただし書イで明示する「慣行として公にされている情報」に該当するので公開している。
- d 警部補以下の階級にある者（相当職を含む。）の氏名を一律に非公開としている理由は、現在、犯罪捜査に従事していない職員であっても、異動により犯罪捜査に従事する可能性が大きく、現在の職務の内容により、氏名の公開・非公開を区分できないからである。
- e 以上のことから、警部補以下の階級にある者（相当職を含む。）の氏名は、条例第5条第1号ただし書イには該当しないので、警部補以下の印影を非公開とした。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

ア 本件行政文書は、道交法第77条第1項第1号及び第78条第1項の規定に基づき、本件工事の施工関係業者から、特定の警察署長に提出され、同署長が保管する12件の道路使用許可申請書及びその添付書類である。本件申請書には、申請者の住所、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び印影並びに現場責任者の住所、氏名及び電話番号等が記載され、許可証の欄が設けられているほか、決裁欄が設けられ、警察職員の印影が押なつされている。

なお、本件工事に係る申請者は、道交法等の規定に従い、道路使用許可申請書を特定の警察署長に2通提出しており、1通は本件行政文書であり、残りの1通は許可証として申請者に交付されている。

イ 実施機関は、本件行政文書のうち、本件申請書に関して、次に掲げる情報を非公開とした。

(ア) 申請者の氏名等

(イ) 警部補以下の印影

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることがで

きるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報に明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 次に掲げる情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

a 申請者の氏名等

b 警部補以下の印影

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは公開するとしている。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

a 条例第5条第1号ただし書アは、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」については公開することを規定している。

b 不服申立人は、申請者の氏名等について、占用規則等により公表されているので、公開を拒む法益はない旨主張している。しかし、占用規則等は、条例第5条第1号ただし書アに規定する「法令又は条例」には該当しないと考えられる。また、占用規則等により公表されることとなる情報は、道路法上の道路占用許可に係るものであって、道路使用許可申請書に記載されている情報と必ずしも一致するものでもない。

したがって、申請者の氏名等は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」とは認められないので、同号ただし書アには該当しないと判断する。

c 警部補以下の印影は、法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報とは認められないので、同号ただし書アには該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公

にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

- b 不服申立人は、申請者の氏名等について、工事標示板の裏面に許可証を貼付し、公表することになっている旨主張しているが、占用規則等において、許可証を工事表示板に貼付すべき旨の規定はなく、実施機関が確認したところ、本件工事について申請者が許可証を貼付した事実もないとのことである。

以上のことからすると、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しないと判断する。

- c 実施機関は、警察職員の氏名について、職員録や新聞の異動記事で公表されている警部以上の階級にある者(相当職を含む。)の氏名を除き、「慣行として公にされている情報」には該当しないことから、非公開とすべき旨説明している。

この点について、当審査会で調査したところ、昭和46年以降、警部補以下の階級にある者(相当職を含む。)の氏名は、職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められることから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

警部補以下の印影もこれと同様に解すべきであることから、当該情報は、同号ただし書イには該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

- a 条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。
- b 不服申立人は、警部補以下の印影は当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に該当することから公開すべきである旨主張するが、印影は職務の遂行として押なつされたものであっても、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報に含まれるものとは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

(オ) 条例第5条第1号ただし書工該当性について

a 条例第5条第1号ただし書工は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については公開することを規定している。

b 申請者の氏名等及び警部補以下の印影は、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書工には該当しないと判断する。

なお、不服申立人が引用する奈良県食糧費判決は、法人等又は事業を営む個人の競争上その他正当な利益が損なわれるかどうかについて判断したものであり、個人情報に関する本諮問案件の判断には影響しないものと考ええる。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 14 年 10 月 2 日	諮問
10 月 7 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 6 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 11 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
12 月 16 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
12 月 24 日	実施機関に非公開等理由説明書に対する意見書を送付
平成 15 年 5 月 14 日 (第 21 回部会)	審議
5 月 27 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
6 月 2 日 (第 22 回部会)	審議
7 月 14 日 (第 23 回部会)	審議
7 月 16 日	不服申立人から意見陳述の追加資料を受理
8 月 4 日 (第 24 回部会)	審議
8 月 5 日	不服申立人から意見陳述の追加資料を受理
8 月 28 日 (第 25 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	獨 協 大 学 教 授	
鈴木 敏子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成15年9月1日現在)(五十音順)